

■ 令和3年4月1日 工事担任者試験制度改正に伴う Q&A

Q1 令和3年3月31日までに交付を受けた工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）は、令和3年4月1日以降も有効でしょうか。

A1 有効です。

資格者証の交付を受けた時点において、工事担任者規則第4条で定められていた資格者証の種類に応じた工事の範囲に基づき、工事を行うことができます。

Q2 DD第一種の資格者証の交付を受けていますが、第一級デジタル通信の資格者証との違いはありますか。

A2 同じものとして扱われます。

今回の制度改正では、DD第一種の資格者証の交付を受けている者は第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けた者とみなす旨の規定があり、資格者証も同じものとして扱われます。DD第一種を含め計5つの種類をみなし対象としており、詳しくは、次表に掲げるとおりです。

現在交付を受けている資格者証	みなし後の資格者証
A I 第一種	第一級アナログ通信
A I 第三種	第二級アナログ通信
DD 第一種	第一級デジタル通信
DD 第三種	第二級デジタル通信
A I・DD 総合種	総合通信

Q3 デジタル第一種の資格者証の交付を受けていますが、第一級デジタル通信の資格者証とみなされますか。

A3 みなされません。

これは、デジタル第一種のみならず、平成17年7月31日以前に交付を受けた資格者証（アナログ第一種、アナログ第二種、アナログ第三種、デジタル第一種、デジタル第二種、デジタル第三種、アナログ・デジタル総合種）全てに当てはまります。

Q4 A I 第二種とDD第二種は廃止されるとのことですが、今後、これら種類の工事担任者試験は行われないのででしょうか。

A4 今回の制度改正の経過措置として、A I 第二種及びDD第二種の工事担任者試験は、令和3年4月1日から3年を経過する日までを限度として、実施する予定です。

Q5 令和3年3月31日以前に行われた工事担任者試験で科目合格をした試験科目があり、科目合格の有効期限が残っています。令和3年4月1日以降に行われる同試験においても、この科目合格は有効でしょうか。

A5 今回の制度改正の経過措置として、令和3年3月31日以前に行われた工事担任者試験で科目合格をした試験科目がある場合には、引き続き有効とする旨の規定があります。ただし、有効期限が延長されるわけではありません。また、試験申請の期限は、例年、試験科目の免除の有効期限よりも2～3か月早く到来するため、十分ご注意ください。

Q6 令和3年3月31日以前に行われた工事担任者試験について、実務経歴や認定学校等における認定に係る教育課程を修了による試験科目の免除を受けていましたが、令和3年4月1日以降に行われる同試験ではどのように扱われるのでしょうか。

A6 実務経歴や認定学校等における認定に係る教育課程を修了による試験科目の免除についても、令和3年4月1日以降に行われる工事担任者試験において有効です。

Q7 令和3年2月に全科目免除申請を行った場合、合格の通知はいつなされますか。

A7 令和3年2月以降に受け付けた全科目免除申請であって、審査の結果、全科目免除が認められた方に対しては、同年4月1日以降の日を合格の日として記載した「試験免除通知書」により合格の通知をいたします。なお、資格者証の交付申請は、「試験免除通知書」に記載された合格の日から3か月以内に、同通知書に記載されている総務省の地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ行ってください。

Q8 建設業法令で規定されている電気通信工事施工管理技術検定の合格者は、工事担任者試験を受験する際に一部の試験科目の免除が受けられますか。

A8 一級電気通信工事施工管理技術検定の第一次検定の試験若しくは第二次検定の試験又は二級電気通信工事施工管理技術検定試験の第二次検定の試験の合格者であれば、令和3年4月1日以降に実施される工事担任者試験の試験科目のうち、「電気通信技術の基礎」が免除されます。免除を希望される方は、合格証明書の写しを添えて試験申請してください。